

○農林水産省告示第七百五十四号
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十九の規定に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百八十八号（アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
 平成二十一年六月五日
 農林水産大臣 石破 茂

- 一 次のように改める。
 - 一 植物及び地域
 さくらんぼの生果実であつて、次のいずれかに該当するものであること。
 - （一）アメリカ合衆国のうち、アメリカ合衆国植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。
 - （二）アメリカ合衆国のうち、アメリカ合衆国植物防疫機関がコドリソウガについて二のトラップ調査（トラップを用いた有害動物の有無に関する調査をいう。以下同じ。）及び生果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われる区域として指定した生産地（以下「指定生産地」という。）で生産されたものであること。
 - 五を削る。
 - 四に次のように加え、四を五とする。
 - （一）二の場合にあつては、二の調査の結果（四の二のイに定める要件に該当するものに限る。）の確認をもつて消毒に代えることができる。
 - 三の二のイを次のように改め、三を四とする。
 - イ 五の消毒が行われたものであること又は二の二のトラップ調査の結果トラップ一個当たりのコドリソウガの誘殺虫数が平均で一週間当たり次に掲げる頭数を超えていない指定生産地で生産されたものであること及び二の二の生果実調査の結果コドリソウガの寄生がない指定生産地で生産されたものであること。

○国土交通省告示第六百十八号
 運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に記載された。
 平成二十一年六月五日

事業番号 事業の種類 申請者 事業の名称
 平21 混雑空港通航 上アーネクス 申請混雑空港第9001号 許可 株式会社 成田国際空港

国土交通大臣 金子 一義

事業番号 事業の種類 申請者 事業の名称
 平21 混雑空港通航 上アーネクス 申請混雑空港第9001号 許可 株式会社 成田国際空港

- (ア) カリフォルニア州においては十頭
 (イ) オレゴン州及びワシントン州においては三十頭
 二を三とする。
 一の次に次のように加える。
 二 指定生産地における調査
 (一) 二の場合にあつては、次の方法によりトラップ調査が行われていること。
 ア 調査はアメリカ合衆国植物防疫機関が行つこと。
 イ 指定生産地において七ヘクタール当たり一個（小数点以下は切り上げとし、最低設置数を二個とする。）のトラップを設置し、一週間ごとの誘殺虫数を確認すること。
 (二) 一の場合にあつては、次の方法により生果実調査が行われていること。
 ア 調査はアメリカ合衆国植物防疫機関が行つこと。
 イ 指定生産地又はこん包施設で調査を行うこと。
 ウ 収穫前の成熟した果実又は収穫した果実を対象に行つこと。
 六を次のように改める。
 六 植物防疫官による確認
 四の二の検査及び五の消毒又は二の調査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。
 七中、三の二の検査及び四の消毒を「四の二の検査及び五の消毒又は二の調査の結果（四の二のイに定める要件に該当するものに限る。）の確認」に改め、七を九とする。
 六の次に次のように加える。
 七 こん包施設
 こん包施設は、アメリカ合衆国植物防疫機関が検疫有害動植物について汚染防止措置が講じられているものとして指定した施設であること。
 八 封印
 各こん包又は束ねたこん包には、アメリカ合衆国植物防疫機関による封印がなされていること。

○国土交通省告示第六百十九号
 航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号）等の一部を次のように改正する。
 平成二十一年六月五日
 国土交通大臣 金子 一義

第一 航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正する。
 第一号中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、第二号中、沖繩振興開発特別措置法昭和四十六年法律第百三十一号）第二条第二項を、「沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（第三条第三号）に改める。
 第二 航空保安無線施設名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。
 第二項の表宮崎VORの項中、「編番」を「H14」に改め、同表加治木VORの項中、「H14」を「H15」に改める。
 第五項の表宮崎DMEの項中、「編番」を「H14」に改める。
 第三 最大離陸重量が五、七〇〇キログラムを超える飛行機の型式のうち耐空類別が飛行機普通Nである飛行機に適用される技術上の基準を適用することが適当な型式を認定する告示（昭和六十二年運輸省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。
 「附属書」の次に、「第一」を加え、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 第四 事業場の認定の業務の範囲に係る装備品を指定する告示（平成十年運輸省告示第二百二十号）の一部を次のように改正する。
 「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

○海上保安庁告示第六十九号
 水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八條の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
 平成二十一年六月五日
 海上保安庁長官 岩崎 貞二

一 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所、独立行政法人海洋研究開発機構 神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
 二 水路測量を実施する区域及び期間
 一 区域
 (イ) 北緯四二度二分二九秒東経一四六度一七分五〇秒、北緯三七度四二分五四秒東経一五〇度四分一四秒の各点を結んだ線及び付近
 (ロ) 北緯四〇度四分三秒東経一四七度二〇分三七秒、北緯四〇度二八分一九秒東経一四八度三九分一九秒の各点を結んだ線及び付近
 (ハ) 北緯三八度二分一九秒東経一四八度二七分三秒、北緯三八度四分四三秒東経一四九度四分二〇秒の各点を結んだ線及び付近
 (ニ) 北緯三六度一〇分、北緯三八度五五分、東経一四八度、東経一五一度三〇分の各経緯度線で囲まれる海域
 期間 平成二十一年六月十九日から平成二十一年七月十九日まで
 三 水路測量の実施方法、GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深
 四 航行船舶に対する安全処置
 一 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
 二 水路通報第二十一号（平成二十一年五月二十九日発行）、一管区水路通報第二十二号（平成二十一年六月十二日発行）、一管区水路通報第二十四号（平成二十一年六月二十六日発行）、二管区水路通報第二十二号（平成二十一年六月十二日発行）

○九州地方整備局告示第八十四号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成二十一年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十一年六月五日
 九州地方整備局長 岡本 博

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 二百一号
 (三) 道路の区域

区 間 変更前 敷地の幅員 延長
 福岡県田川郡糸田町字和田雑餉塚一六七番一から田
 川市大字弓削田字中尾三八一八番一ニまで 後 一三・〇〇〇メートル
 一三・〇〇〇メートル 一四八
 (四) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局北九州国道事務所